第１回にいがた食の安全・安心審議会議事録

１　開催日時　平成 18 年 6 月 12 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時 50 分

２　開催場所　新潟県新光町 4 番地 1　新潟県自治会館　本館 303 会議室

３　出 席 者　別紙の名簿のとおり
「にいがた食の安全・安心審議会」委員 15 名　全員出席
「遺伝子組換え作物に関する専門部会」特別委員 5 名のうち、1 名の委員が所用により欠席

４　議　　題
議題１　にいがた食の安全・安心条例に基づく「基本計画」の策定について
議題２　遺伝子組換え作物に関する専門部会の設置について
議題３　開放系試験栽培の届出に関する調査審議の専門部会への付託について

５　審議内容
会長選出までは、食の安全・安心戦略会議議長を務める飯田生活衛生課長の司会により進められた。

【福祉保健部　生活衛生課　飯田課長】
それでは、ただ今から、第１回「にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。
私、県庁内で食の安全・安心を推進するために組織しております「食の安全・安心戦略会議」議長を務めます福祉保健部生活衛生課 課長の飯田でございます。本日の司会を務めさせていただきます。
審議会の開会にあたり、関根副知事からごあいさつを申し上げます。

■ 関根副知事あいさつ

【関根副知事】
副知事の関根でございます。
本来であれば泉田知事出席で皆さんにお話し頂くところでございますけども、本日は他の用件がございまして、私が代理ということで出席しております。
第１回「にいがた食の安全・安心審議会」の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。皆さん、本当に大変お忙しい中、「にいがた食の安全・安心審議会」の委員を引き受けていただきまして、厚く御礼申し上げます。また、本日ご出席いただきまして、重ねて感謝申し上げます。
本審議会は、昨年10月に制定いたしました「にいがた食の安全・安心条例」に基づきまして、新たに設置をされるものでございます。

この条例は県民が安全で安心な食生活を送ることができるような、そしてさらには、本県が食料供給県であることから、安全で安心な食品を供給できる新潟県を実現することを最終的な目標としております。そのために、行政、食品関連事業者、あるいは消費者の相互理解と協力によりまして、一丸となって食の安全・安心に取り組むことができるよう関係する基本理念、あるいは関係者の責務・役割などを定めてあるところでございます。

県といたしましては、このため必要な取組につきまして、この審議会の皆さんのご意見あるいはご提言を頂きながら、実現して参りたいというふうに考えております。今年度は、この条例に基づきます具体的な施策を、総合的かつ計画的に推進していくための「基本計画」を策定するということにしております。新潟県における食の安全・安心の実現のため、この審議会において活発なご議論をお願いいたしますとともに、施策への様々なご提案あるいはご助言等をお願い申し上げて、私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

■ 委嘱状交付

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

続きまして、この度にいがた食の安全・安心審議会委員となられる皆様方に委嘱状を交付いたします。

この審議会は、昨年制定いたしました「にいがた食の安全・安心条例」第26条に基づき設置するものです。委員の定数は15名となっており、本日全員の方々からご出席いただいております。

また、この審議会には特別事項を調査審議するため、特別委員を置くことができることとなっております。今回は遺伝子組換え作物の栽培に関する事項を調査審議するため、５名の特別委員を委嘱することとしており、本日４名の方々から出席いただいております。

それでは委員、特別委員の順で関根副知事から、委嘱状を交付いたします。

お名前を申し上げた順に、お一人ずつ中央前方へお進みになり、委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。

⋮

（委嘱状交付）

⋮

これで、委嘱状の交付を終了します。

ここで、本日欠席の特別委員を報告させていただきます。犬伏 由利子（いぬぶし ゆりこ）様です。

なお、関根副知事につきましては、この後所用のため、退席させていただきますので、ご了承願います。

それでは、審議に入ります前に、「にいがた食の安全・安心条例」に基づく取り組みを推進するため、県庁内で立ち上げました「食の安全・安心戦略会議」の構成員が出席しております。本日の会議資料に出席者名簿を付けておりますので紹介は省略させていただきます。

■ 委員紹介

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

続きまして、委員の方々につきましてもほとんどの方が初めての顔合わせとなります。こちらから一人ずつご紹介申し上げるところですが、時間の関係もございますので、１分程度で自己紹介と食の安全・安心についてご自身で取り組んでおられること、また、興味のあることなどお話をしていただきたいと思います。

【石川委員】（株式会社加島屋 製造部取締役：食品関連事業者）

加島屋の石川でございます。今回こういった委員をお引き受けしましたが、社内ではございますけども、勉強会を開いたり、また色々なところの勉強会に出席したりしまして、自分なりに勉強し、また、それを社内にフィードバックするということでやって参りました。

今日、この会に出席させていただきまして、ここに立っていますと、まだまだこれから勉強することがたくさんあるんだなあと実感しておりますし、また、これを社に持ち帰り、色々な会合等におきまして、この会議で決まったようなこと、また、勉強したことをお話しできるように、一生懸命勉強し、皆様の足を引っ張らないように頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【岡田委員】（新潟県消費者協会：消費者）

岡田でございます。

私は県立新潟女子短大を定年退職いたしましてから、その翌年、新潟県消費者協会の副会長を仰せつかりまして、２期４年務めさせていただき、この3月でこちらの方も定年になったんですけども、引き続きもう１年間手伝って欲しいということで、本審議会には前副会長という立場で出席させていただいております。

新潟県消費者協会は設立後39年になります。常に健康で安全・安心な生活の実現を願う消費者として、ともに広く学び、実践し、交流・連帯に努めて参りました。現在会員数は2,050名で、県内に29の支部があります。活動テーマは「確かな情報・賢い選択～安全・安心のために行動しよう～」で、本部・支部が一体となって活動に取り組んでいます。

ここで学びましたことを持ち帰りまして、皆で切磋琢磨していきたい思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【角山委員】（新潟県農業協同組合中央会 専務理事：食品関連事業者）

新潟県農業協同中央会の角山です。

私どもの方のJAグループで安全・安心の取組が始まったのは、あまり良いことではなかったのですが、色々な農薬の決まりが変わった平成14年の8月頃であります。いわゆる無登録農薬ということで、生産者側の立場からして、こういう状態がずっと続くのは、信頼関係の上からも適正でないということで、対策本部を設置して以降、その後のBSEも含め、トレーサビリティというものに発展をしていったということです。そんな背景をいたしておりますが、ここでもまた皆様のご意見をお聞きして、再度勉強していきたいとふうに思

っています。よろしくお願いします。

【楠原委員】（新潟大学 農学部 農業生産科学科 教授：学識経験者）

楠原でございます。

私は新潟大学農学部畜産学の教育研究に携わっております。BSEや鳥インフルエンザなど畜産に関わることが毎日マスコミに取り上げられ、また一方では、畜産生産物の代表的な肉や牛乳、あるいは卵などが、食品の安全面で時々トラブルを起こしており、畜産に携わるものとして、深刻に受け止めざるを得ません。

にいがた食の安全・安心条例が昨年10月に制定されましたけれども、その前身の新潟県における食品安全基本方針というものがございまして、その検討委員会に参加して、基本方針の策定に携わりました。その後に、食の安全・安心懇談会にも参加して、食の安全・安心条例の検討をさせていただきました。今度は審議会ということで、また何かお役に立てればと考えております。

よろしくお願いいたします。

【小竹委員】（株式会社ヤマキ食品 代表取締役・新潟県漬物工業組合 理事長：食品関連事業者）

ヤマキ食品の小竹と申します。

日頃の食の安全・安心について、メーカーの立場ですと、監視をされるという立場で、非常にここに座っている居心地が悪い感じがするんですけども、食の安全・安心については、これはもう絶対的なものだということで、色々な取組がなされてきているわけですけども、まだまだこれからも取り組んでいかなければいけないところがたくさんあると思います。

私も一緒に勉強させてもらいながら、この審議会の推進のために、一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【末武委員】（新潟日報社 学芸部 部長代理：学識経験者）

新潟日報の末武と申します。

うちの学芸部の方では生活面が食の安全にからんでくると思います。個人的にはBSE、米国産牛肉の輸入再開問題とか、遺伝子組換作物、先月末スタートしたポジティブリスト制度ですとか、こういったものに興味を持って今紙面を展開しております。本当にもう素人なものですから、これから一緒に学んで、生活面・紙面に反映させるような取組ができたらと思っております。

よろしくお願いします。

【大坂委員】（農業・県農村地域生活アドバイザー：食品関連事業者）

ごめんください。この女池インターの地で、農場をやっております、専従者であります。

ポジティブリストや農薬の問題に関しましてはすごく関心を持っておりまして、また、専従者としまして、農家の、本当に私たちは野菜を作っている者でございますので、まず自分の食べる物、そして、皆さんに食べていただく物、気を付けて作っているつもりなん

ですけども、元来、昔から農薬は年々変わって参りまして、そのまたツケがこうして今出てきているものであります。そんなことに関しまして、また見る視点が違うとは思いますけれども、皆様からも理解していただけるような、そんなお話ができたらいいなあと思います。

よろしくお願いします。

【高橋委員】（自営業：公募委員）

皆さん、初めまして。高橋美加と申します。旧栃尾市になりますが、長岡市からやって参りました。5歳の娘が1人おります。

委員に応募させていただいた理由は、皆さんご承知のとおり一昨年の中越地震で、私たちの所は大変山深い中山間地なんですが、ここで泣く泣く農地を手放された方が、高齢者が多いんですが、多かったということ、やはり条件は非常に悪いんですが、中山間地というのは水も綺麗ですし土壌も良いですし、こういう所の農業を見捨てないでいただきたいという、皆さん悲しんでおられる方が多かったので、そういう思いが一つあります。

また、私は38歳なんですけども、子供を育てていく中で、食ということについて興味を持ちました。今まではやはりサプリメントとか、ジャンクフードの私なんか世代なんですが、妊娠出産をとおして、子供にどうにか食というものをきちんと与えたいというふうに変わったんですが、新潟県は世界に誇るべき食の宝庫ですし、それを新潟県の子供達がもっと分かって、色々な所で発信できるように、そういう取組をぜひ他力本願のようなんですが、していっていただきたいという思いで、応募させていただきました。

全然知識もないですが、一人の母親として参加させていただきました。

よろしくお願いいたします。

【滝山委員】（上越教育大学 学校教育学部 教授：学識経験者）

失礼いたします。上越市の方から参りました。

私は将来小学校や中学校の先生になる、先生の卵を育てる学校教育学部というところで、家庭科教育の方の担当をしております。生活に主体的に関わる児童を育てるにはどうしたら良いかということで、最近では、生産・流通・消費すべてトータルに考えられる子供達を育成するという視点から取り組んでおります。

それから最近では、環境教育の方も地域一体になりまして、行政・NPO・企業・学校が一体となった拠点大学として上越教育大学がなりましたので、そちらの方の活動もせていただいております。

色々と皆様からお教えいただいて、また上越の方にも持ち帰り、勉強の機会とさせていただきます。

よろしくお願いします。

【富樫委員】（山北町漁業協同組合 代表理事組合長：食品関連事業者）

皆さん、ごめんください。山北町漁協の富樫でございます。

私は生産者の一人として、40年も漁業に就いておりまして、最近は食の安全と様々問われてきますけども、私どもの漁協には、260名の事業者がおりまして、やはり水産の過程

において色々組合から食の安全については最も重要なこととして指導をしておるわけですが、今回この会議におきまして皆様方の色々なお話を聞きながらご指導いただき、安全で安心できる水産物を新潟県民に提供したいと考えております。
よろしくお願いします。

【長嶋委員】（会社役員：公募委員）
長嶋と申します。よろしくお願いします。
私は仕事柄、幼稚園給食ですとか、学校給食に関わっております。ですから、食事を食べる子供達の親の気持ち、ちょうど今、春は試食会がありまして、お母さん方から子供達の食事について、それから学校給食もやはり、私食育ボランティアやっているものですから、その関係で試食会とかでお母さん方に食に対する安全性など色々話を聞きます。
この機会にですね、実際に食べている子供達、親の気持ち、それから実際に正しい情報が伝わっているのかどうか、という部分も含めて、この審議会で役立てていければなというふうに考えております。
よろしくお願いします。

【長谷川委員】（株式会社ウオロク 商品部 食品担当部長：食品関連事業者）
初めまして。ウオロクの長谷川と申します。
私が、にいがた食の安全・安心審議会委員に選ばれた目的としましては、われわれ生産者が作られた商品を加工したり流通させて、お客様の元に店頭で販売させていただいているわけですが、今までても色々な各種法律を遵守した中で、安全で安心な物を売っておるつもりでおります。また、昨今、色々な問題も出てきております。
その中で小売りの立場として、お客様に向けて安心で安全な商品をどう販売していったら、どうお届けしていったら良いのか、ということで、この会を通じまして、小売りという立場でお話をさせていただいたり、また、ご意見をいただいたりしながら、今よりもっと安心・安全な物を提供していきたいなというふうに思っております。
よろしくお願いします。

【藤井委員】（新潟薬科大学 応用生命科学部 食品科学科 教授：学識経験者）
新潟薬科大学応用生命科学部の藤井と申します。
私は食品科学科の中の食品製造・食品工学研究室を主宰しております。食品製造・食品工学という名前から、お聞き頂いてると思いますが、昨今の「フロム・ファーム・トゥ・テーブル」ということで、最近は「テーブル」を通り越して廃棄まで、幅広い食品に対して食べ物の流れの中で、研究教育活動を続けております。
そういう意味で「ファーム」の文意に近いところから、あるいは工場、あるいは流通、それから消費のところと、色々とバラエティーに富んだ研究テーマを考えて仕事をしている関係で、生産者側の話も何となく小耳にはさむこともありますし、それから消費者サイドの皆さんのお話をうかがうこともありまして、そういう中で非常に難しいことがたくさんあるなあと思いながら、仕事をさせていただいております。
そういう中でこういう皆様方の中で、教育の中に良い形で取り込めていけたらなあと思

いながら、共に考えてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【村山委員】（新潟医療福祉大学 医療技術学部 健康栄養科学科 教授：学識経験者）

新潟医療福祉大学から参りました村山と申します。よろしくお願いします。

専門は公衆栄養学という聞き慣れない学問だと思うのですが、簡単に言いますと、地域の中で食や健康をコーディネートできる人材を育成することに関した研究を行っております。今私が一番関心を持っているテーマが、先ほど藤井委員もおっしゃられましたけども、生産あるいは環境から生産・流通・消費、そして健康づくりまでをトータルにコーディネートできる人材の育成、あるいはまた、研究をしたいなというふうに考えておりまして、そういった点で、実は今年度策定予定の新潟県食育推進計画の方の委員もさせていただいているんですが、そういった中でも、こちらの会議とつなげながら、環境から健康までトータルに考えていきたいなというふうに思っております。

よろしくお願いします。

【柳田委員】（市民生協にいがた生活協同組合 総合企画室理事：消費者）

市民生協にいがたから参りました柳田と申します。

私どもの生活協同組合市民生協にいがたは20周年を迎えました。子供達の未来のためにというスローガンを掲げまして、今は生産者と消費者を結ぶパイプ役としまして、いろいろ体験学習・体験交流なども行っております。

この審議会に参加させて頂くことにあたりまして、私もまだまだ勉強不足のところもたくさんありまして、皆さんから色々教えていただきながら、それを組合員さんの方へ、また組合員さんを通じて各家庭や子供達に、体験から食のあり方など全部、色々なものを伝えていけたらなと思って参加します。

よろしくお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

ありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換作物の栽培に関することをご審議いただきます特別委員の方々からお願いいたします。

【高原委員（特別委員）】（長岡技術科学大学工学部生物機能工学課程助教授：学識経験者）

ご紹介あずかりました、長岡技術科学大学から参りました、高原と申します。

私は現職は工学部におりますが、出身は農学部で、現在私どものところの研究室は応用植物工学研究室という名前で、植物バイオの研究をしております。遺伝子組換えをやっている側の人間ということで、この場に参加させていただいております。

日々、私が考えておりますのは、安全という言葉と安心という言葉、食の場合、「食の安全・安心」と常にセットで語られているんですけども、安全については科学的評価が有る程度できます。けれども、安心という心の領域については、これは物語が必要なんですね。新潟の食の安全・安心のために、新潟の食の物語というのを発信していけたらと心に思っているのですが、ちょっと微力ですので、皆さんのお力をお借りして、やっていきた

いと思います。
よろしくお願いします。

【田辺委員（特別委員）】（日本経済新聞社 新潟支局長：学識経験者）
日本経済新聞の新潟支局長をやっております田辺と申します。
私はこちらに来てまだ1年3ヶ月で、なかなか来たばかりなんですけども、どこまでお力になれるのか不安なところもあるのですが、現場の皆さんのお話を聞きながら、一緒に勉強して考えていきたいと思います。
よろしくお願いします。

【福山委員（特別委員）】（新潟大学 農学部 農業生産科学科 教授：学識経験者）
新潟大学農学部福山と申します。
専門は植物育種学、要するに品種改良の分野でして、私は主に稲を材料にしまして、育種学を研究・教育しております。従いまして、組換え稲であるとか、コシヒカリBLであるとか、その辺は必然的にと言いましょうか、私もそれなりの関心を持っております。今なかなか難しい問題も色々とあるみたいでございますので、少しでも私たちの分野のことを活かして、県民の皆さんのお役に立てればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【三ツ井委員（特別委員）】（新潟大学 農学部 応用生物化学科 教授：学識経験者）
新潟大学農学部の三ツ井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
私の専門分野は、植物の生物生化学・分子生物学という分野でありまして、研究手法としましては、遺伝子組換えのノウハウを使って、その遺伝子組換えという手法を使わないと研究が進まないというような分野の学問をしております。
この審議会におきましては、本当に微力ではありますけれども、県民の食の安心・安全にちょっとでも貢献させていただければなあというふうに思っております。また、バイオテクノロジーというのは、やはり有益で必要な科学技術であるというふうに私は感じております。県民等が損をしないように、微力でありますけども、情報提供あるいは意見を申し上げたいというふうに考えております。
どうぞよろしくお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】
ありがとうございました。
大勢の委員の方々からお話をうかがいまして、改めて食の安全・安心にご理解の深い方々にお集まりいただいたと感じたところであります。
審議に入ります前に、本審議会の公開非公開について事務局の方からお諮りしたいと思います。県条例に基づきます審議会でございますので、「付属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、原則公開となります。本日の審議会を公開とし、傍聴を認めることに異議はございませんでしょうか。
（特に異議はなし。）

特にご異議がないようですので、公開とし、傍聴を認めていきたいと考えております。
続きまして、審議に入ります前に、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第２条の規定により、審議会の会長は委員の互選により選出することとなっております。
いかがいたしましょうか。どなたか適任と思われる方がいらっしゃいましたら、ご意見をいただきたいというふうに考えております。

【岡田委員】
はい。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】
はい、岡田委員、どうぞ。

【岡田委員】
岡田です。
私も委員としてご一緒した食の安全・安心懇談会で座長をお務めくださいました、条例制定の経緯にもお詳しく、食の安全について深い見識をお持ちの、新潟大学の楠原先生が会長に適任であられると思います。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】
今ほど岡田委員の方から楠原委員をというご推薦がありましたけれども、他の方はいかがでございましょうか。
（特に意見なし。）
特に意見がないようですので、会長には楠原委員になっていただくということで、良いでしょうか。拍手を持ってお願いします。
（全員拍手。）
大変ありがとうございました。
それでは、楠原委員には会長の席に移っていただきたいと思います。
それでは楠原会長、審議の進行についてよろしくお願いいたします。

【楠原会長】
ただ今会長に選出されました、新潟大学の楠原でございます。皆様、よろしくお願いします。先ほど岡田委員の方からもありましたけれども、食の安全・安心懇談会の方で、座長を２年間でしたけれども携わりました。今度は審議会で皆さんと一緒に勉強させていただければと思います。
この食の安全・安心条例は、新潟県の食生活を安全でしかも安心なものにするということが基本方針であろうと思っております。これが一つの理念ですけれども、これを推進するために、先ほど副知事の方からお話がございましたけれども、基本計画が施策されるだろうと思います。この審議会では、その基本計画の検討を含めて何回かの会議が準備されております。
早速入っていきたいと思うんですけども、まず最初にですね、審議会の規則では会長に

事故がある場合、職務を代理する会長代行を置かなければいけないようになっております。これは、会長が指名するということで決まっているようですので、私の方から指名させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

じゃあ、お願いしますけど、上越教育大学の滝山先生の方にお願いしたいんですけども、皆さんよろしゅうございますでしょうか。

（全員拍手。）

はい、ありがとうございます。

じゃあ、よろしくお願いいたします。

では、審議に入る前に、条例の内容やこの審議会の役割、それから現在の食の安全・安心に関する推進体制といったものを確認しておきたいと思いますので、事務局の方から10分程度でよろしいと思いますけれども、ご説明いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係長　山下副参事】

食の安全・安心戦略会議事務局を担当しております山下です。

よろしくお願いいたします。

本日の説明は、お手元の「にいがた食の安全・安心条例」のこのパンフレット、それと、お手元のレジュメ６ページをもとに説明をさせていただきますので、ご準備をお願いいたします。

初めに、条例の概要につきまして、パンフレットを用いて説明させていただきます。パンフレットをお開きいただき左側をご覧ください。

条例を制定した理由でありますが、食の安全・安心をより高めるためには、行政の取り組みはもとより、消費者や食品関連事業者が行政と一体となって取り組むことが最も重要であるということから、県民の皆様の声を基に条例を制定し、関係者の責務及び役割などをこの条例で明確にしました。

この条例は全部で４章から構成されており、第１章に「総則」、第２章に「食の安全・安心に関する基本的施策」、第３章に「使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止」、第４章には「にいがた食の安全・安心審議会」にかかわる事項が規定されております。

続きまして、パンフレットの右側、紫色の総則をご覧ください。

条例の目的ですが、１つ目に県民の健康を保護すること、２つ目には県民が安全で安心な食生活を享受できること、そして、新潟県は全国でも有数の食料供給県であることから、安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くことでございます。

この目的を達成するため、県の責務として「食の安全・安心に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施する」等を定めております。　また、食品関連事業者の責務、県民の役割を明確にしています。

続きまして、パンフレットをもう一枚めくって全開にしていただき、真ん中のページ、第２章「食の安全・安心に関する基本的施策」をご覧ください。

第９条、「基本計画」の策定に始まり、第２２条「環境保全施策との連携等」に至るまで、この条例に基づき具体的に進める施策の柱が定められております。

右ページの第３章「使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止」の規定は、残留農薬等のポジティブリスト制度施行とあいまって、その適切な対応が十分になしえるものと考えております。第２章、第３章の各条文の詳細な説明は時間の都合上、ここでは省かせていただきます。

次に、条例の推進体制について説明させていただきます。

お手元のレジメ　６ページをご覧ください。

一点目として、条例第４章に規定されています「にいがた食の安全・安心審議会」についてでありますが、条例第２６条の規定に基づき、基本計画の策定など、食の安全・安心に関する重要な事項を調査審議するため、学識経験者、食品関連事業及び消費者１５名からなる審議会を設置いたしました。

また、「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に基づき、遺伝子組換えの作物に関し、審議会の意見を伺うため、専門部会を設けることとしております。

二点目として、「食の安全・安心戦略会議」についてでありますが、条例第８条の規定に基づき、食の安全・安心に関する施策の実施に当たり、協議調整を行うため、福祉保健部、農林水産部、県民生活・環境部、教育委員会の４部局、８課１室で構成された会議を設置したところであります。

第１回目を去る６月５日に開催したところであり、基本計画の策定をはじめ部局横断的に食の安全・安心に取り組むこととしております。

三点目として、「食の安全・安心推進係」についてでありますが、平成１８年４月１日から福祉保健部生活衛生課内の食品衛生係を改組し、「食の安全・安心推進係」を設置したところであり、基本計画のとりまとめや審議会及び戦略会議の運営等、条例推進の事務局を担当します。

以上で「にいがた食の安全・安心条例」及び推進体制についての説明を終わらせていただきます。

【楠原会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今、審議に入る前に、にいがた食の安全・安心条例の内容や審議会の役割等につきまして、ご説明いただいたわけですけども、何かご意見とかご質問等ございましたらお願いしたいんですけども…あの何でもよろしいと思いますよ。ぜひ、これまでお聞きしたいということがございましたら、お願いしたいんですけれども…どなたかございませんでしょうか。

条例の中身はですね、かなり責務がはっきりしていて、消費者の役割とかですね、それから生産者、加工とか流通に携わる方々にもかなりの厳しい責務が課せられておりましてですね、そういう面ではその責務をそれぞれの立場の人に理解していただくということが非常に大事な訳でありまして、それをどういうふうに基本施策の中に盛り込んでいくことが、審議会の役割だろうと思ってます。どのようなことでもよろしいですから、どなたか、何かございましたら…はい、どうぞ。お願いいたします。

【大坂委員】

私は農家と加工の方を受け持っておりまして、今回のこの安全・安心の審議会の役割を引き受けたということで、JAとか、そういうところからもお話は聞いておりますけれども、すごく農家には本当に厳しい、本当に小さい農家だったら出荷できないような感じになってしまうような 、農薬の使用禁止とかそんなことがございまして、そんなことも皆様から本当に声を大にして言いたいですし、生産者は大規模農家が残れば良いとおっしゃるのかもしれませんけども、本当に小さな農家も大切にしてもらいたいし、一番のやっぱり安心・安全ばかりを謳っていきますと、本当に生産者が困ってしまうようなことにもなりかねない、そんなような心配をしておりますので、皆様からもご審議いただきたいと思います。お願いいたします。

【楠原会長】

はい。ありがとうございました。

ただ今の点、事務局の方から何かございますでしょうか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

生活衛生課の飯田と申します。

今ほどの農薬の使用その後のことにつきましてご質問がありましたので、簡単にご説明いたしますが、今回ポジティブリスト制度が導入されたということについてのお尋ねもあるのかなと思いますが、これまで283農薬等につきまして残留基準が決められておりましたが、5月29日以降799というふうな数に、非常に大きく数が増えましたけれども、農薬の使用にあたりましての使用基準というものそのものは、これまで通りでございますので、新たに検査をしなければならないとか、そういったことを求めているのではありません。

今まで通り使っていただきたいと、使用基準を守って用法・用量を守って使っていただきたいと思いますし、また検査をしないから売れないというものじゃくて、そういった農薬を使ったことに対して、きちんと記録をし保管をし、後から何かあった時にはそれを見て確認しながら次の作業に移っていくというふうなことでございますので、その辺は十分にご理解いただきたいというふうに考えております。

現場では、消費者には大変良い制度だけれども、生産者・流通の方々には非常に困った制度だというふうな言い方がありますけれども、そういったことは一切ございませんので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【長嶋委員】

私は先ほど言ったように、その給食関係やっているんですけども、そこで一番お母様方…母親が心配するのは、その食品は安全なのかどうかと。

私が県の地産地消の委員会をやっている時に、農協の方が使う農薬について細かく説明してくれたんですね。この農薬は葉っぱが出て何日くらいたったらこのくらいの量、ある程度生育したらこのくらい、この農薬は雨が降ると水に溶けて無害になりますとか、そういう細かい説明をしてくれたんです。今、巷では農薬イコール安全ではないというような

ものが一般的になっていますけども、そういう農薬を使っているんだけども、こういう状態で安全なんですよという、そいう情報がないんですよね。学校給食についても、同じなんですね、食品の安全性という意味で。

ですから、もっと消費者に対して、どういう状況で安全なのかという、広告がもっと必要なんじゃないかなと。そうしなければ、ただ農薬イコール悪い、無農薬イコール安全という方程式がまかり通ってしまうんで、使ってもこの部分では安全なんですよということなんです。そうすれば、農家の規模に関係なく良心的にそれを守って使っている食材は安全なんだということになるんじゃないでしょうか。

【楠原会長】

ありがとうございました。

他にどなたかいらっしゃいませんか。はい、どうぞ。

【柳田委員】

私たちの届ける商品もですね、減農薬とかやって、組合員さんの方の農薬使わなければいけない基準とかなかなか理解してもらえていないところがありまして、その辺をきちんとこれから学習会を含めて、いかないといけないかなと思っております。これから徐々に生産者と交流をしまして、子供達が本当に…先日もちょっと田植え交流会しましたら、本当に泥んこ遊びになって生産者の方も大変喜んでいただきました。

そういう状況がきちっと伝わっていくと、この農薬イコール悪という、やはりどうしてもまだまだイメージが強いようなので、ある時ですね、枝豆かなんか買って茹でたら虫が出てきたから全部捨てたというような声がありまして、そこまで私たちはそういう消費者の感じというのをすごく掴み切れていなかったものですから、今大坂委員のおっしゃったような、本当に生産してくださる方がいらっしゃるから私たちが安心して食べていかれるという、その辺りもきちんと学習会等で消費者の方に伝えていかないといけないかなと改めて今感じました。

【楠原会長】

ありがとうございました。

他にどなたかいらっしゃいませんか。はい、どうぞ。

【高橋委員】

安心・安全ということが、今食だけではなくて、ものすごくマスコミなんかでもそうですけど、氾濫していると思うんです。食品を選ぶ時に安心とか安全をきちっと認識して選ぶ意識がある方は良いと思うんですが、私なんかも含めてですが、そういうことにまだまだ無頓着な人が多いと思うんですね。特に若いお母さんなんかは。安全・安心をもっと求めようよというそこにまだ意識がいってない方にも、今回の基本計画で安全・安心ということを意識してもらうということも重要なんじゃないかなというふうに考えるんですが…以上です。

【楠原会長】

ありがとうございました。

他にどなたかいらっしゃいませんか。はい、どうぞ。

【角山委員】

安全・安心の農薬の問題なんですけども、農薬を使わないと先ほどもあったように、虫がいて驚いてもう卒倒してしまうとまでは言わないけども、今、大坂さんもおっしゃったように、農薬を使わなければならないということがあること、それから、安全・安心でなければならないというようなことは、生産者はもちろん重々承知しているし、消費者の皆さんからも認めてもらわないと栽培できないんだと、そこはほとんど命取りになるほどなんだということは良く知っている。良く知っているから、それだけ気を使いながら作っているんだということが、食べていただく人たちにも伝わって欲しいということなのではないかと私も思います。

私も昔は色々テレビなどでも謝ったりしておりましたけれども、それもみんな分からないで作っていて、使ってはいけない農薬を使っていて、それはいけないことだったんだということが分かったもんだから、それはもう言い訳はしないにしましょうと。だから、それは悪かったんだから、というふうに謝りましょうと、私自身もある意味ではそういう生産者のために謝ることが一つの張り合いだと言ったら失礼だけれども、気持ちは悪くはなかったんだけども。

こう考えてみると、けっこうそれだけの気を使っているんだということは、食べていただく方の人たちにも分かって欲しいなあというのが、これは率直に畑にいる人間の思いだと思っているんです。

【楠原会長】

ありがとうございました。

今、農薬の問題が出ていますけども、これにつきましても条例を推進するための基本計画が今後策定されますので、その中に農薬のことも入ってくるかと思います。その時にまた議論していきたいなというふうに思います。

まだ色々質問があろうかと思うんですけども、審議会の役割とか条例の内容等につきましては、直接事務局の生活衛生課の方にお問い合わせいただければ、答えていただけるだろうと思います。

時間が来ましたので、早速、審議の方に入りたいと思います。

本日は審議内容が３題予定されています。まず「にいがた食の安全・安心条例」に基づく基本計画の策定についてですけれども、最初に基本計画を策定する県の考え方をお聞きして意見交換したいと思います。事務局のほうからご説明お願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　遠山主査】

ご説明させていただきます。

先ほど説明がありましたが、もう一度条例のパンフレットをお開きください。

このパンフレットを開いて頂きますと、緑色の部分が条例の第２章「食の安全・安心に

関する基本的施策」となっております。
一番上の左肩に「基本計画（第９条）」がございます。
基本計画は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。パンフレットに書いてあります食の安全・安心に関する基本的施策を、県だけでなく食品関連事業者や消費者が一体となって推進するための、具体的な事業や取組をとりまとめたものを、イメージしています。
ご覧いただけばわかると思いますが、「にいがた食の安全・安心条例」は、第２章の第１０条から第２２条までの、条項そのものが、食の安全・安心のために行うべき基本的施策となっています。
そこで、新潟県における基本計画は、この条例の条項に沿ったかたちで中期的な施策目標を掲げ、実施する事業や取り組みを記載したものとしたいと考えています。つまり、条項ごとに「現状と課題」、「施策の目標と取り組み」、数値目標を取り入れた「指標」を定め、毎年到達度を検証していくものとします。
次に、基本計画の期間でありますが、にいがた食の安全・安心条例は、施行後３年経過した時点で見直しを行うこととされておりますので、この見直し時期に合わせるかたちで、平成１９年度から平成２１年度までの３年間を考えています。
次に、この基本計画を策定していくタイムスケジュールですが、レジュメ８ページのスケジュール案をご覧下さい。
網掛けになっている部分が基本計画策定のスケジュールとなっております。
現在、庁内における条例に関する推進組織である「食の安全・安心戦略会議」において、基本計画づくりに取りかかっており、来月上旬には主な取り組みを記載した素案とする予定としております。
また、基本計画に県民意見を反映するため、この審議会のご意見を随時伺うとともに、このスケジュール表右側にありますように、７月には県民アンケートと関係団体との意見交換会、８月には県民電子会議室や県内４カ所程度での県民意見交換会を予定しております。９月には計画案を策定し、審議会で検討いただく予定としております。そのうえで、１０月には計画案に対しパブリックコメント等を行い、さらに県民の皆様の意見を取り入れながら策定を進めてまいります。
現在のところ概ね１１月末頃には基本計画最終案のかたちに仕上げ、本審議会にお諮りしたいと考えております。
そして、本審議会における検討結果を踏まえ、年度内には基本計画を完成させ、公表したいと考えております。
以上で説明を終わります。

【楠原会長】
ただ今、にいがた食の安全・安心条例の基本計画策定のための考え方とスケジュールを説明頂いたわけですが、７月に素案が出てくると言うことで、その時に内容について審議させていただいて、最後は答申という形になろうかと思いますが、だいたい５回ほど議論することになると思います。だいたい素案が７月に出てきてそこで初めて審議となりますが、あらかじめその基本計画の策定の考え方、またスケジュールなんですが、何か御意見、

御質問ございますでしょうか。

【藤井委員】

たぶん、これまでの議論の中で十分審議されているとは思うんですが、ちょっと確認したくて一言言わせて頂きたいと思います。私は食品製造学というものをやっていて、最初、講義で食品とはもともと生物である。生物がある時収穫されたり、と殺されて食品素材に変わります。その後、加工されています。ですから、我々は生物の命を断っているわけです。ですから自分の健康を維持するために他の命を断っているわけです。そこから出発して、我々は何をすべきかと。食品製造、自分の生命を維持してアクティビティのある学生生活を送るには何をすべきかということを講義でふれている。計画を策定する、県民の役割がリストになっていきます。そうするとたぶん、その背後には、我々が生きとし生けるものの命を断ちながら生活していることがあるのではないかと思うのですが、その反映のワンフレーズというのが、なかなか見あたらない。そこで事前に送られた資料の県民アンケートの中の一番うしろのところを見たのですが、４１ページ、その他のコメントの真ん中で、目にとまったんですが「いままで効率や利益性ばかり追求していたことを反省し、まず地球にやさしい、人間にやさしいを目指し改善する時期にきていると思います。人間だけの安全・安心ではなく大きな意味での安全・安心を目指して進んで欲しいです」というコメントを寄せられた県民もおられる。そういう意見で具体的施策で何をしたらいいかというアイディアを持っているわけではありませんが、１つ全体の計画としては科学的なものでなければならない、政策的なものでなければならないということは理解しているが、１つのポイントとして広い意味で環境というか、生きとし生けるものの中で我々が生きているんだという部分をちょっと思い出させる意味で、それが一点でいいので見える形であったらどうかなと思いましたので、たぶんそういう部分を意識されてこの計画ができていると思うのですが、見える形で一つあればなあと思います。

【楠原会長】

藤井委員から発言がありましたが、事務局で何かございますか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　山下副参事】

事務局の山下です。今の藤井委員の御指摘ですが、ごもっともな意見だと思います。私達といたしましては、その部分につきましては条例第１０条の安全で安心な食品の提供等の推進という部分、それから１７条で食育の推進という部分で広く考えますと、そういう食育の分野にも今のお考えが当然入ってくるというふうに思っています。また最後第２２条の環境保全施策との連携等という部分がございます。条例本文を見て頂きますとそのような部分から十分その辺が読み取れるのではないかと思っております。また、第１５条でわかりやすい情報の提供という部分がございますが、リスクコミュニケーションを第一としております。その辺で私達の思いも県民に伝えたい。また、委員御指摘の点も取り入れて施策を策定していきたいと思っております。

【楠原会長】

この条例案作成の時にも食の安全・安心懇談会で検討しましたが、今、藤井委員がおっしゃったことが背景にあるということを十分踏まえながら議論したことを覚えております。おそらく、基本計画にもなんらかの形で入ってくると思っております。他に何かございますか。

【村山委員】

基本計画の策定スケジュールの中に県民アンケートの実施というのがあるのですが、この内容はどんなふうに考えているのか。というのは県民の意見を広くと言ってもパブリックコメントや電子掲示板であると積極的な人しか書いてこないというのが見えていますので、無関心層にどうするかという議論が出てきたと思いますが、そういった人達の実態やどう思っているかを把握するために、大変貴重なデータになると思うのですが、その内容について、あるいはどう基本計画に反映させるのか伺いたいと思います。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

事務局をやっている田浪と申します。県民アンケートのお話ですが、正直なところ内容については検討しているところで、今回村山先生も属していらっしゃる食育と一緒にとろうと考えており、それと併せて基本計画に生かせる設問を今、考えているところです。具体的中身をお示しできなくて大変申し訳ないのですがそういうことで考えております。県民アンケートというのは、県の中で興味のある県民を何千人か対象として選んで、この中から毎回３００人を抽出してアンケートをするということで、地域・年齢層についてはバランス良く対象を選んでアンケートをするということで精度はそれなりに高いと聞いておりまして、できるだけ基本計画に生かせる設問を考えたいと思っています。

【楠原会長】

県民意見をどうやって反映させて、県民に皆さんにどのように知って頂くかということ。懇談会の時もそうだったのですが、電子メールでやったとしても、どのくらいアクセスして頂けるのか。おそらく新潟県は実際にインターネットを使って、御覧になる方はいつか新潟日報に出ていたと思うんですが、確か２０％くらいでだったんですね。このように非常に低い中で、いかにして広めるかが重要で、一つは県民アンケートで広く聞くことができると思います。県民意見の反映方法はいつもひっかるところなんですが、その内容についても素案の中に出てくるんでしょうか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

県民アンケートについては実施時期を７月と考えておりますので、結果については基本計画の中でふれることにはなります。

【村山委員】

そうすると基本計画の中で現状と課題、施策の目標、取組そして達成状況とあるんですが、例えば現状値として、このアンケートを用いるという意味合いはないということです

か。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

アンケートなんですが、今回お配りした１７年度にアンケートをやっているのですが、その中で県に期待することとか生産者・消費者に求めることを設問でやっている部分もあり、そこについては１年遅れになるが、その結果を生かしていきたいと思いますし、今回やるアンケートについても７月の素案の段階ではアンケートが終わっていないので、そこには入れ込めないですが、最終的な基本計画の中には盛り込むような形を考えております。

【村山委員】

今回のアンケートの位置づけは良いですが、例えば具体的な施策の目標を出したときに、目標を達成できるような指標を作ると書いてあるのですが、そのはかり方は、また別途考えるということでしょうか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

指標の達成状況をどう判断するかということですか。

【村山委員】

例えば自給率であるといったようなデータであれば、既にあると思うのですが、県民の意識とか行動とかのデータは必ずしもあるとは限らなくて、そのあたりをどうするのかなと思って。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

今の話なんですが、基本計画については、まだ具体的な指標は出ておりませんが、他の一緒にお配りした県の政策プランや健康福祉ビジョンの中に、食の安全・安心の確保・推進の項目があり、そこには指標として「食の安全・安心の取組が十分に行われていると感じる県民の割合」だとか「県からの情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」というのがあるが、こちらについては県民アンケートという形をとるかわかりませんが、それぞれの指標を把握する形で、県民アンケートを使うか別にアンケートを使うかまだ決まっていませんが、それらについては意識の把握をしたいと考えており、当然、基本計画についても、その指標についてはかぶってくるところがあれば、それは、そういう形での意識の把握はしたいと思っております。なんで今回の１８年度にやる県民アンケートの中身が、今回の基本計画の指標の達成度合とはちょっとずれてしまうところがあると思います。

【滝山委員】

今のと関連してなんですが、自分も結構、調査をやるんですが、やはり悉皆調査であるとか、母集団が何かとか、どの程度無作為抽出しているとか、そのようなことが非常に重要で、先ほど、県の方のお話では興味のある人を３００人という対象の選び方の話もあったんですが、今回はそういう興味のある人でやって、それでその次は広げていくとか、そういう展望みたいなものがあるのでしょう。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

先ほどの説明で間違えた部分があって、興味がある人という言い方が適切ではなくて、県民アンケートの調査協力員というのが無作為に選ばれてその中からまた、年齢と地域がバランス良くなるように選んでいるということなので、必ずしも食の安全・安心に興味のある人とは限らないということで訂正させていただきます。

【滝山委員】

最初の前提で無作為ということで安心しました。ちょっと第２章の第１５条のことで意見を述べたいのですが、情報の提供というのが出ています。この安全・安心というものの判断の基準というものに少しでも貢献できるような活動をこれから、ここの基本計画の策定などを通して達成していくのが大きな目標ではないかと思われるんですが、その場合、その判断基準が非常に科学的なものであるとか、生産者の経済を守るものであるとか、色々な天秤に立って、その中で、そのバランスの中で、新潟県では食の安全・安心推進係としてはどうなのか。せっかくこのような会も立ち上がっていますし、県固有の判断しましたみたいなものが浸透していっても良いのかなと感じました。遺伝子組換え等も、どのバランスに立つかということが重要であって、どれが正しいかということは、なかなか難しいのですが、お米の主たる生産県である新潟県のこの会が判断したという、判断の基準がしっかりしていくというのがあると思います。それから、とてもわかりやすい示し方ということも仕事の一つにあると思います。今、ワールドカップが行われていますがレットカードとかイエローカードとか、そういうような本当に多様、多忙な毎日の中でも、首をそちらに向けて関心をもてるという、単純明快な指標などを示していくような展望も先の方に設定して頂けるといいかなということを感じました。

【楠原会長】

滝山委員の発言について事務局から何かありませんか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　遠山主査】

今ほどの御意見につきましては、これから基本計画の素案づくりを進めていく中で、ここに戦略会議のメンバーも来ているわけですから、いろいろな取組の指標を選ぶときの参考にもなりますし、今後の基本計画づくりに生かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

【長谷川委員】

新潟の食の安全・安心条例があるんですが、我々、小売りスーパーをやっておりまして、地産地消という部分では積極的に取り組んでいこうとは思っているのですが、現実すべての食品が県内で生産され加工されるわけではございません。実際に旬であるとか、そういったもので県内のものを全部しようとするとなると、価格の問題とか、色々な問題があると思います。そんな中で他県から実際には青果物や水産物がかなり流通されています。そういったところで新潟ではこういう形で取り組むとう形がありますが、他県の取組、その辺の連携というのはどうなっているのかお話し頂きたい。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　山下副参事】

他県の取組状況につきましては、今、新潟県と同じような食の安全・安心条例をお持ちの県は今１２から１５くらいの自治体に増えていて、新潟県と遜色のない取組が行われていると考えています。なお他県につきましても、第２０条の国等への協力要請・提言という部分もございますが、そのような形で十分情報交換を行って、そして他の自治体と共同して食の安全・安心を進めて参りたいと事務局では思っております。

【楠原会長】

他にはどなたかございませんでしょうか。・・・では、次回の審議会には計画案の素案が示されますので、その時にまた意見交換を行いたいと思います。
続きまして次の議題である遺伝子組換え作物に関する専門部会の設置について、提案理由等につきまして事務局から説明お願いします。

【事務局　農林水産部農業総務課政策室　岡村政策室長】

農林水産部農業総務課政策室の岡村と申します。よろしくお願いします。お手元の資料で９ページをお開き願います。９ページには遺伝子組換え作物に関する専門部会の設置ということで、その内容が書いてあります。９ページの説明に入ります前に１０ページで新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例について概要がありますので、その制定の趣旨を説明させて頂きましてから入らせて頂きたいと思います。
この条例は、この１８年の３月末に交付されたものでございますが、その制定の趣旨は「遺伝子組換え作物の一般作物との交雑・混入を防止することによって生産流通上の混乱を防止するということ」、「遺伝子組換え作物に対する県民の不安の解消を図るということ」、「県産農産物に対する消費者の信頼確保を図る」の３点からなっています。その概要と言うことですが、試験栽培には届出制、一般栽培については許可制という仕組みになっています。そして知事は許可申請が出てきた場合には、許可不許可の決定、勧告、命令等に際しては、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聞くことになっているが、これが趣旨の内容となっています。このために食の安全・安心条例に基づき遺伝子組換え作物の交雑・混入防止措置等に関し調査審議するために、この食の安全・安心審議会のもとに遺伝子組換えに関する専門部会を設置するものであります。専門部会の構成でありますが、にいがた食の安全・安心審議会委員及び特別委員から８名程度で構成させて頂きます。そして専門部会に属する委員及び特別委員、部会長は審議会会長が指名するということになっております。審議事項については先ほど若干ふれたところでありますが、遺伝子組換え作物の栽培に係る交雑混入防止措置に関すること、その他遺伝子組換え作物に関して必要な事項ということであります。開催スケジュールでありますけれども本日この審議会終了後に専門部会を開催させて頂ければと思っていますし、その後は審議状況に応じて開催を予定しております。また必要に応じ現地調査も予定させていただいているところでございます。

【楠原会長】

この審議会の中に遺伝子組換え作物に関する専門部会を設置し、個別に審査審議すると

言うことですが、この件につきまして質問意見はございますか。

【小竹委員】

誠に初歩的な質問で申し訳ありませんが、私ども食品を作る上で遺伝子組換えであるかないか、分別であるか不分別であるかという表示をやっているのですが、遺伝子組換えがなぜ必要なのか、その辺が私はわからないので説明頂ければと思います。

【事務局　農林水産部農業総務課政策室　岡村政策室長】

一般的に言われていることですが、遺伝子組換え作物といいますと、ある作物と別の作物、あるいは動物でもいいんでしょうが、その中から有用な遺伝子をその個体に導入することで、自然界には存在しないような有用な形質を持った新たな植物、動物なりが育成することができるというようことでございまして、それも従来の育種方法と比べまして合理的、効率的な手段、方法で達成できると言われております。

【小竹委員】

何が合理的なのかというところなんですね。遺伝子組換え作物は、非常に消費者の方から嫌われているわけで、それなのに、なぜ推進しようとしているのか伺いたい。

【事務局　農林水産部農業総務課政策室　岡村政策室長】

例えば、稲とかいう話でありますと、将来的に世界的規模での人口問題から発するような食料難あるいは異常気象などによる変動要因が考えられるわけですが、例えば塩水に強い稲ですとか複数の病害に抵抗性を持つ作物、稲ですとか、あるいは国では、花粉症に抵抗性を持つ食べ物をつくるとか色々な生活に関係したものを作り出していけるということが言われています。

【小竹委員】

だいたいわかりました。

【楠原会長】

遺伝子組換えに携わっている先生方、何かございますか。

【高原委員】

極端なことを申しますと日本で遺伝子組換えを行う必然性は、それほど強くないんですよ。ただ現在すでに現時点で全世界的に見たときに食料生産が十分なレベルにあるかというとそうではない。で、食料生産が十分でないかなりの部分の理由が雑草との競合、害虫による食害、この２点が植物本来持っている生産性から実際の植物生産量を落としている２大原因になっている。その２つを克服するための技術として用いられているのが、現在一番広く使われている遺伝子組換え作物なんですね。で、この問題かなりこじれてしまって、今この場でどうこうというのも難しいですが、極端なことを言えば、開発側からすれば必要はないけれど、今、安全性が確認されているものに関しての安全性、遺伝子組換え

で作られるものすべてとは申しません。既に安全性審査がすんだものに関しての安全性については保証済みであるのは断言してもかまわないと私は考えております。なぜそうなのか、きらわれなければいけないのかというのが問題の本質でこれが安全と安心の乖離だと私は理解しております。

【三ツ井委員】

生物学的な話をさせて頂きます。遺伝子というのは下等な大腸菌から我々人間、高等な生物まで基本的には共通のものです。そして遺伝子組換えが実際自然界で起こっていないかというと、ちゃんと起こっている。人間がやっている遺伝子組換えは自然界と多少違っていることがあるかもしれないが基本的には自然に起こっていることをやっているのである。本当に（遺伝子組換えで）怪物ができるかというと、それは起こりえない。私は思いますし、わからない点はあるとは思いますが、基本的には自然界で起こっていることだと私達は理解しております。

【楠原会長】

遺伝子組換え作物に関する専門部会を審議会の中に設置し、個別に調査審議していただきますが、このことに関して何か意見質問はございませんか。

【大坂委員】

遺伝子組み換えの審議をいたしまして良い方向に向かうのでしょうか？そして消費者として遺伝子組換えを扱ってませんという表示がなくなるような意識が生まれるのかと思います。何を買う場合も組換えをしていませんというものを買います。その一言が今、私達消費者にとって言葉だけが信用できるということになっているので、それが本当に実証されれば良いと思っていますが、その辺がまだ、あやふやな気持ちでおります。

【楠原会長】

大坂委員の発言は、何か意見を聞きたいと言うことなんでしょうか？とても難しいなと思うのですか。

【大坂委員】

そうですね、難しいと思います。生産者としましても、本当に食料難という危機があるのか。私達は３０パーセントの減反をもう何十年も強いられている訳ですが、そこで食料が足りないなんてもってのほか、政府のやり方はなんだということを言ってやりたい。そんなことをするよりも、本当に食料難が心配でしたら、もっと日本の農地をきれいに整備して、雑草の生えない、害虫のいないようなそんな政策をしてもらいたいと願っております。

【長谷川委員】

大変不勉強で申し訳ありませんが遺伝子組換え作物の栽培基準の概要と言うことで基準策定対象作物がイネ、ダイズ、トウモロコシの３点になっているんですが、なぜこの３点

なのか先生の話を伺っていると、自然界には多様に発生するものだと先ほどお聞きしたのですが、なぜこの３点なのか、わからないので説明していただけるとありがたいのですが。

【事務局　農林水産部農業総務課政策室　岡村政策室長】

この条例が対象としている作物は、観賞用作物を除く、すべての植物を対象にしているわけです。ただ栽培基準ということになりますと、新潟県で栽培の可能性がある植物ということでイネ、ダイズ、トウモロコシの３つの基準を設定させて頂いたとういことです。ただ、今後これ以外の作物で栽培する可能性があるということになりましたら、暫定的措置ということで上記以外の作物１２００メートルという項目を使いまして、暫定的に対応させて頂く仕組みになっております。

【滝山委員】

この専門部会を設置することによって、本当に安心・安全になるのか、そういう不安を解消するために、専門部会の構成メンバーについて８名程度と言うことですが、この内訳についてもう少しはっきりすると、そのメンバーの方で安心が得られるような結論に導く、そういうことがクリアーになるのではないかなと今感じました。

【事務局　農林水産部農業総務課政策室　岡村政策室長】

では、委員の皆様のお手元に専門部会委員案をお配りさせていただきたいと思います。説明申し上げます。審議会委員の方から申し上げますと学識経験者として藤井委員、そして食品関連事業者：生産者代表として大坂委員、そして消費者代表として柳田委員、それから特別委員として、高原委員、田辺委員、福山委員、三ツ井委員、そして今回欠席ですが、首都圏の消費者代表として犬伏委員を考えてございます。

【楠原会長】

滝山委員、いまご説明されたとおりでございます。

【滝山委員】

先ほどの方安心をもたれたかと思いまして。

【大坂委員】

ありがとうございます。それは重々承知しておりますけれども、賛成者ばかりの意見ではなく、いろいろな意見があってもよろしいいかなということで参加させていただきます。

【藤井委員】

遺伝子組換えに関する専門部会にも参加させていただくことになり、承諾したわけですが、遺伝子組換え技術をどう使うのかというのは最終的には市民というか県民に考えてもらわなくてはならないし一部の人間で決めるものでは決してありません。ただ、単刀直入なご意見で、なぜＧＭ作物が必要なんですか、率直な疑問だと思います。逆に将来本当に

天変地異が起こって緊急になんらかの作物を準備しなくてはならない、ある種の非常に重篤な植物の病原菌がまん延して、緊急になんとかしなくてはならない、そうゆうシチュエーションはありえないんだろうか？起こりえますね。そういうときに遺伝子組換え技術は育種のスピードとしては大変速いです。もちろん在来の種も遺伝子資源として我々は持っていますのでその中から選ぶというのもありますが、そういう将来の危険性に対して何らかの技術を準備しておくことは、やはり必要ではないか。そう考えたときに大事なことは消費者の選択の自由を守ることではないかと思っています。そのために最大限の施策というか知恵をどうやって絞ればいいのかと。そのために交雑距離だとか、いくつかのケースについて議論した結果がこの条例の栽培基準になったと私は理解しております。一番の目的は消費者の選択の自由を守ることです。遺伝子組換え作物が混入してもかまわない人がいてもいいんです。遺伝子組換えが入っていないものを選びたい人がいてもいいんです。そういうスタンスで動いております。少なくとも新潟県は。そこはご理解頂きたいと思っておりますし、そのように理解しておりますので私も委員を引き受けました。

【柳田委員】

私も参加させていただいております。やはり消費者の選ぶ権利というのが、やはりそれでいいと思う方もいらっしゃるということも、いろんな立場の方も、またその中できちんとそれが伝えていけるということで私も参加の承諾をいたしました。

【楠原会長】

いろいろな意見もでましたが、遺伝子組換え作物に関する専門部会の設置については承諾頂けますでしょうか。よろしゅうございますか。

（特に異議なし）

それでは審議会の中に遺伝子組換え作物に関する専門部会を設置することにいたします。

部会長なんですが、福山委員にお願いしたいと思うんですがよろしいでしょうか。会長一任ということがございますのでお願いしたいと思います。それでは遺伝子組換え作物に関する専門部会の部会長になった福山特別委員から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

【福山委員】

先ほどから、組換えについていろいろご意見が出ていて、それでもわかるように、それで私は条例に関わった人間なんですが、今日の展開をお聞きしていても、やっぱり、この組換えというものは県民の皆さんは賛成反対も含めて非常に関心が深いなと、ですから今回、専門部会と言うことで付託されて議論するわけですけれども、責任は重いなと思っているわけですけれども、ただいま事務局から配られたメンバーを見ますと、現場の大坂さん、市民生協の柳田さんとかマスコミから田辺さんとか、今日はご欠席ですが消費者の代表として犬伏さん、あとは学識経験者で構成されていますが、私はバランスがいい会ではないかと思っております。かなりしんどい議論になるとは思いますが県が制定している条例に基づき、組換え作物、まあイネになると思いますが、それについて色々議論を尽くして、この親の審議会に持って帰って、皆さんの最終的な議論を経て判断を頂くということになろうかと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

【楠原会長】

続きまして三つ目の議題に入りたいと思います。

遺伝子組換え作物の開放系試験栽培の届出に関する調査審議に関する専門部会への付託について審議したいと思います。

事務局から提案内容、理由について説明願います。

【事務局　農林水産部農業総務課政策室　岡村政策室長】

付託内容につきましては１２ページ、１３ページでございますけれども、具体的な開放系試験栽培の届出書の内容に入ります前にもう一度１０ページ、１１ページの条例の内容に若干ふれさせて頂きたいと思います。制定条例の概要ですけれども（１）は説明させて頂いておりますが、（２）ですが、届出、許可申請前には地域説明会を開催するということ。そして３番目は、栽培にあたっては別途定める栽培基準を守るということ、そして（４）では一般作物との交雑の有無を確認するための措置を講ずるということでモニタリング措置を講ずることとしています。５番目は説明したとおりで、６番では栽培計画等の情報を県民に公開すること、そして７では必要により許可の取り消し等を実施することができる。８番では県職員による立ち入り検査の実施、９番では罰則規定ということであります。施行は５月２０日ということになりましたけれども、ただ付則において施行日前でも必要な手続きをすることができるというように規定させて頂いております。

２番目ですけれども遺伝子組換え栽培基準の概要ですが、先ほども若干申し上げましたように、この条例は観賞用作物を除く食用作物ということでありますけれども、この栽培基準を設定しているものは、イネ、ダイズ、トウモロコシということであります。

この基準ですが、隔離距離による交雑防止措置とそれ以外による交雑防止措置の２通りがあります。隔離距離による場合ではイネは同種の栽培作物の隔離すべき距離は５７メートル以上離すということであります。ただ、イネについては注の１にありますように、このほか①又は②の措置を講ずるということで組み合わせ措置を講ずることにしております。一つは周辺の同種作物と出穂期が２週間以上異なるように作付けすること、又は植物体の除去など花粉生成防止措置又は花粉期の袋掛けなど花粉飛散防止措置をとることというようなことです。そのほかダイズでは２０メートル以上、トウモロコシでは１，２００メートル以上とることにしております。

１１ページには隔離距離によらない交雑防止措置ということで、イネは組み合わせ措置と言うことでありますので、イネ以外のものについては、ここに書いてあるとおりのものを組み合わせて行うということです。４番では混入防止措置ということであります。先ほど交雑防止ということで、今度はその後、またはそれ以前の栽培する種子の段階ということで他の一般の作物に混入をすることを防止する措置でございます。ここでは１から４までのすべての措置を実施するということで、例えば種子や種苗の分別管理から始まりまして（４）では栽培ほ場での後作の収穫物の適正処理とうことまで規定させて頂いております。５番ですがモニタリング措置であります。交雑の有無を確認する措置は、必ず措置させ頂くことにしております。そして（２）ですけれども隔離距離に隣接する一般栽培のほ場がある場合にはその一般栽培の開花期にあわせて実施するということでありまして、確実に交雑がされたか、されなかったかということを直接確認させて頂くものであります。

そして３番ではモニタリングの結果が出るまでの間は、隣接する一般栽培のほ場からは収穫物の分別管理・保管が担保されるように措置するというものであります。６番では説明会の開催ということで一定の距離内、例えばイネでは３００メートルの距離内で一般作物を栽培するもの、そのほか遺伝子組換え作物のほ場所在地市町村等ということで市町村、農業団体等に対する説明会を義務付けているものでございます。このような中で１２ページで開放系試験栽培届出が５月１９日付で届け出されています。届出機関は茨城県つくば市にあります、独立行政法人農業食料産業技術総合研究機構というものであります。試験栽培の目的概要でありますが農薬の使用低減が可能な高度複合病害抵抗性を持つ組換えイネ系統の実用的な耐用性の評価を行うためであるということであります。具体的には隔離ほ場内で有望系統イネを栽培していもち病抵抗性、白葉枯れ病抵抗性の評価、生育特性の調査、生物多様性影響評価に必要なデータ収集を行うことであります。今年は、昨年と今年２カ年試験栽培するものですが昨年の結果から２系統を選抜しまして、０．６アールに試験栽培を行うものです。昨年に比べて半分の面積になっております。遺伝子組換え作物ですがイネ、種類は、いもち病、白葉枯れ病抵抗性稲の２系統であります。ここでは、北陸研究センターが良食味品種として育成した「どんとこい」という品種があります。それに「からしな」由来のディフェンシン遺伝子、これはタンパク質の一種で殺菌効果を持つタンパク質、これを生成する遺伝子を導入したものでございます。遺伝子組換え作物につきましては、実用化までにはいくつかの法律がございます。一つは「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」で、いわゆる野生生物への影響ということで一般には「カルタヘナ法」といわれているものですが、その承認は昨年５月２５日に取れております。それから、実用に移すためには「食品衛生法」、「飼料安全法」に基づく安全審査が必要ですが、今回は、実験過程でございますので未承認段階です。研究ほ場の所在は冒頭の届出機関の下部組織である中央農業総合研究センター、その支場である北陸研究センターというところであります。ほ場規模は、隔離ほ場が２，５３３平方メートルであり、そのうち作業場などを除く水田面積では１，５５２平方メートルということであります。そのなかで実際に試験をしますのは６０平方メートルくらいということです。栽培計画ですが、栽培期間は６月１日から１０月３１日であります。田植えは７月２０日頃を予定しております。それ以前までは育苗期間と言うことで閉鎖系隔離温室内で育苗されているというものであります。そして８月の下旬から９月中旬に組換え稲の開花期を迎えます。そして１０月中旬に刈り取りを予定しているものでございます。交雑防止措置でありますが、先ほど条例の中でお話ししましたように隔離距離５７メートルを取る。そして５７メートル以内にある遺伝子組換えイネ、これは一般試験をしているわけですが、その試験用稲は収穫後、北陸研究センター内で堆肥とするか、または、北陸研究センター内での試験用に供し、外部に出荷しないようにいたします。移植期を２週間程度離すということになっていますが、ここでは３週間程度遅らせるということで県の基準以上になっております。開花期には組換え個体栽培区全体を不織布、ビニールみたいなもので全体を覆いまして花粉の飛散を防止していくというものであります。以下は細かい話になりますので見て頂きたいと思います。それから交雑の有無を確認するための方法ですが、「らいちょうもち」という品種を用いて、これを５７メートル以内に置きます。それを周辺で栽培している一般のコシヒカリと同時期に花が咲くように設定します。そして遺伝子

組換えイネの開花に合わせて設定するわけですが、もし交雑が発生しますと、もちとうるちのアイの子ができます。半分透明な米ができます。それによって識別する。そしてその識別した玄米を遺伝子組換えイネかどうかをＰＣＲ法という特殊なＤＮＡ分析手法を用いまして解析を行います。開放系栽培試験が終了した後の試験ほ場の使用方法ですが、来春まで作物を栽培しないというものであります。開放系試験栽培の管理に係る体制ですが、管理責任者を置く、その管理責任者の下に栽培作業を担当する作業管理主任者を、そして近隣への情報提供を担当する情報提供主任者を置くとういう体制で管理をしていきます。情報に関しましては、当該遺伝子組換え稲の栽培実験の実施状況については、研究センターのホームページで情報提供を行っているということであります。説明会の開催ですが４月２０日に北陸研究センター内で開催しています。ここでは規定に沿って、事前に案内を配布、近隣の水稲作付け者１０件には戸別訪問、そして近隣住民約２８０件には開催案内状を各個配布しているということです。水稲には地主さんもいますが、その地主にも案内していますし、畑作については地主さんがいなくてすべて自作地ということでありました。出席者は近隣住民３名、地元関係機関９名、報道が１２名ということであります。以上簡単です概略を説明させていただきました。

【楠原会長】

この届出の調査審議を専門部会に付託すると言うことですが、ただ今の説明内容につきまして、御質問、御意見などがありましたらお願いします。

【福山委員】

一つだけ確認なんですが、説明会が行われて、わかる範囲で結構なんですが、議論があったのか、どの程度の反応があったのか教えてください。

【事務局　農林水産部農業総務課政策室　岡村政策室長】

ここでは説明会の開催の他に、そのほか地元の農業団体など、いろいろな場所で説明会を開催しております。その中で出てきた主な質疑というのがありますが、若干申し上げたいと思いますが、一つは北陸研究センターで遺伝子組換え実験を行う意義はどういうことなのかというのがありました。これについては、これまでの稲の育種栽培研究の蓄積を活用して有効なイネを作出していくと答えております。また、昨年の栽培実験とどこが変わるのかという質問もございました。これは、昨年に供試したイネから選抜してより詳細な検討を行うものと答えています。また先ほど説明しましたように開花期時期をさらに１週間ずらすということで、さらに安心して頂く措置もとったというような説明がなされているということです。また、今後の研究の展開はどうなるのかという質問もございまして、今年の結果を分析してさらに優れたイネをつくるための参考データにしていきたいというような回答をしたようでございます。

【柳田委員】

日にちを３週間ずらすということがあるんですが、今年は天候とか、昨年と違うと思うんですね。その辺で、これで近隣住民の方に了解が得られるのかということが心配な面で

あります。また、近隣住民２８０件で３人の参加、このことによって、皆さんが理解して頂けたということにはならないかと思いまして、その辺今後どのような体制を取られるんでしょうか。

【事務局　農林水産部農業総務課政策室　岡村政策室長】

開花期のことですが、２週間程度開けば、論理的には交雑は起きないと言われております。国の指導でも２週間程度ずらすことになっており、それに加えて今回はさらに１週間加えて、３週間の出穂期間の間隔が開くように配慮するということでございます。　地域説明会については結果からは３名ということですが、説明会当日は天候も悪かったとういうことがございます。また昨年に引き続き基本的には同じ栽培計画だということで、これは北陸研究センターからお聞きしたことですが、昨年と同じと言うことでわかりましたとおっしゃった方々も多かったという話も受けております。北陸研究センターでは、独自にホームページで状況などを公開していくということでもありますので、今後、研究センターでも適宜そういった取組がなされると思っております。

【福山委員】

ご存じかもしれませんが、たとえば今のご心配は、コシヒカリが年によって温度が低いとかで生育が遅れて、実際今回３週間とってはいますが、それが２週間になったり、それより短くなるのではという心配もおありだと思うんですが、イネの場合は温度はもちろん大事な要因になりますが、日照時間と言いますか昼の長さで花芽ができて、穂が出て開花するということなんです。ですから、もちろん、平均気温、温度は寒い年もあれば暑い年もあるわけですが、それで多少は動きますけれども、私の経験から言うと、普通に栽培しているコシヒカリが温度で出穂期が１週間ずれると言うことは同じ日に田植えをしていればあまりない。ですから３週間というのはかなり大きく取ってあるなというのが今ほどの説明の印象です。

【三ツ井委員】

やはり説明会というのは非常に大事だと思います。北陸センターさんでもここには出ていないような説明会もやられていると聞いています。本当に正確なことを近隣の人、あるいは消費者の方々などにわかってもらうような説明をしなければいけないのは確かなことだと思います。

【藤井委員】

今この場にも、流通関係の方々とか、いろいろな方々がいますので、ミニ説明会になるかもしれませんが、新潟県の条例を策定するときのいろんなペーパーとかは皆さん御覧になったかわかりませんが、基本的にこれまでわかっている交雑のデータをベースにして議論をスタートしております。そのデータというのは交雑ですから、同じ時期に生えているわけです。同じ時期に生えていて、交雑がどの程度影響を及ぼしたか、そういうデータは少ないですが、いくつかあります。そのデータを踏まえますと、いままでの最高新記録は２５．５メートルなんです。この２５．５メートルというのは東北の方のお話です。そう

しますと先ほどご指摘のありましたように、地方によって、天候によって違うではないか、そういうことは当然起こりえます。そういう意味で全国の試験場のいくつかで得られた結果を十把一絡げにして、それで勘案して、その結果５７メートルという数字が適切ではないか、そういう形で導き出してきております。これは同じ時期に生えていた場合です。それで科学的な形でディスカッションして、同じ時期に生えて５７メートルという隔離距離を科学的に推算したのですが、新潟県はさらに安全性を高めるために、出穂の時期を２週間離して下さいという形で条例化が進んでおります。北陸研究センターさんは、詳細を見ていないのでわかりませんが、条例で２週間と言われたところをさらに安全を見越して、自主的に３週間とっております。ですから昨年と気候が違うという部分はおっしゃるとおりで、わからないことはたくさんあります。ただ、新潟県の条例でいろいろな基準値を作っていった過程においては、今あるデータで議論しておりますので、わからないことはわからいとしか言いようがありませんが、同じ時期で５７メートルで十分安全性が確保できるという議論であったところを、新潟県は、県民の安心感を高めるために２週間ずらしてくださいという条例にした経緯があります。それにさらに１週間ずらしていますので、申請書をじっくり見ないとなんとも言えませんが、概略だけ伺っていると交雑の防止としては、それなりに現状においては、かなり注意されているのではと判断されると思います。そのようにご理解頂けたらと思います。

【楠原会長】

それでは、届出の調査審議を専門部会に付託することでよろしいでしょうか。

（特に異議なし）

それでは専門部会で審議いただくということで、その内容につきましては、次回の審議会で報告して頂くということでよろしいでしょうか。それでは専門部会の福山部会長、よろしくお願いします。

【福山委員】

先ほど事務局からあったように、今日この会議のあとで専門部会第１回をやって、そこでの議論を踏まえたうえでスケジュールが決まると思います。

【楠原会長】

はい。ありがとうございました。

一応、用意した議事はここで終了させていただきたいんですけども、次に議事ではないんですけれども、今後の日程について確認したいというふうに思います。皆様大変お忙しい方が多いようですから、事務局の方であらかじめ、開催日程を考えていただいたと思いますので、開催日程について説明していただきたいと思います。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

事務局の方から説明させていただきます。

事前に委員の皆様から期間を定めて日程をお伺いした結果…

第２回審議会については、７月１３日（木）の午後

第３回審議会については、９月１１日（月）の午後
第４回審議会については、１２月１日（金）の午後
第５回審議会については、１月１５日（月）の午後

…が、皆さん一番都合が合う日という事になりました。事務局としては、この日程で審議会を開催したらいかがかと考えております。

ただし、実際開催にあたりましては、再度、開会の１ヶ月前くらいに前には、委員の皆様の出欠を確認した上で開催したいと思います。一応、事務局からは以上です。

【楠原会長】

はい。ありがとうございました。

あらかじめ皆さんの日程をお伺いして作られたと思いますので、その日程で良いと思うんですけども、皆さん方本当にお忙しいと思いますけれども、審議会の出席についてはご配慮願いたいと思います。

その他、何か事務局の方から連絡事項等ございましたら…はい、どうぞ。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

議題ではないんですが、資料の方の14ページ目をめくっていただきたいと思います。

こちらに、メールマガジンの配信について、ということでございます。これについては条例の第15条に基づいて、今度電子メールを使って、県のホームページの更新情報ですとか食の安全・安心に関する情報について県民の皆さんに情報提供していきたいというふうに考えております。

その中で、資料の5番目の内容のところなんですが、コラムということで、県の職員もそうなんですが、できれば食の安全・安心審議会委員の方からも、コラムを書いていただきたいとちょっと考えておりまして、1回について400字くらいの内容で、中身については、食の安全・安心に関することであれば、特にどういうのを書いてくださいということではありませんで、例えばご自身の職業柄に関係することですとか、普段思っていること、食の安全・安心に関する色々な話題が今起きてますけども、それに対する感想等について書いていただければと思っております。

委員の皆様の賛同が得られましたら、今後具体的な作業等については、ご連絡してご協力していただきたいと思うんですが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

【楠原会長】

はい。ありがとうございました。

メールマガジンのことについて、ご説明いただきましたけれども、メールマガジンもですね、食の安全・安心情報の発信ということでございますし、審議会の方としても協力していきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

（特に異議なし。）

では、審議会の会長としての、本日の会議の任はこれで終了させていただきたいと思います。長時間にわたって議事進行等にご協力ありがとうございました。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

楠原会長におかれましては、大変お疲れ様でした。委員の皆様方におかれましても長時間にわたりまして、熱心に意見交換、大変ありがとうございました。県といたしましても、本日皆様方からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、本日ここに参っております戦略会議の構成員を基盤といたしまして、部局にとらわれないで、基本計画の素案作りを努めさせていただきたいというふうに考えております。そういった中で、いわゆる食の安全・安心の確保にも当然のことながら努めてまいりたいと考えております。何かお気付きの点がございましたら、事務局の方に何なりとお申し出いただければ、幸いに存じます。以上を持ちまして、第１回にいがた食の安全・安心審議会を閉幕とさせていただきたいと思います。本日は大変どうもお忙しい中ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局　農林水産部農業総務課　岡村政策室長】

事務局から引き続きご連絡申し上げます。

専門部会の開催案内でございますけれども、先ほど設置が決定いたしました遺伝子組換え作物に関する専門部会をこの会場で開かせていただきたいと思います。会場整備のため、若干時間をいただきたいと思いますが、専門部会委員以外の方はここで退席していただきたいと思います。専門部会の委員の方々には、16時からこの部屋で開催いたしますので、時間までにお集まりいただきたいと思います。以上でございます。